

若者をターゲットにした大麻乱用防止啓発

1 概要

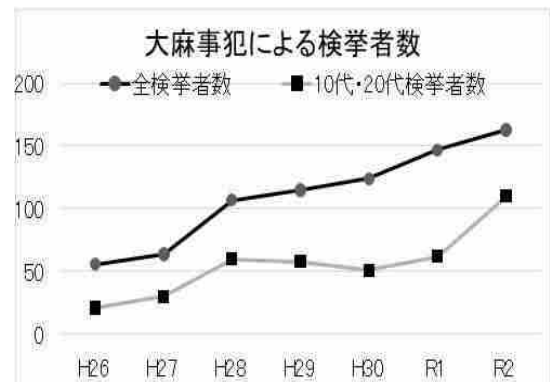
インターネットや SNS 等での「大麻は害がない」といった誤った情報の氾濫等を背景に、次代を担う若者の大麻乱用が急激に拡大しており、若者に対して大麻の危険性や有害性などの正しい情報を的確に伝えることが課題となっている。

このため、若者の協力を得ながら、若者の目線で、若者に受け入れられやすい大麻乱用防止啓発を展開している。

2 現状・課題

<大麻事犯検挙者数の推移（静岡県警察本部）>

年	検挙者数	
	うち 10代・20代	
H26	56 人	21 人 (37.5%)
H27	64 人	30 人 (46.9%)
H28	107 人	60 人 (56.1%)
H29	115 人	58 人 (50.4%)
H30	124 人	51 人 (41.1%)
R 元	147 人	62 人 (42.2%)
R 2	163 人	110 人 (67.5%)



- ・ 検挙者数は6年連続で増加し、令和2年は平成26年の約3倍
- ・ 令和2年は10代・20代の若者が全体の約7割

3 若者の目線に立った取組

○これまでの実績

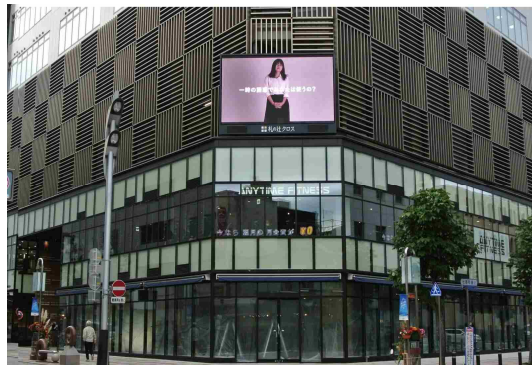
啓発用リーフレット	薬物乱用通報・相談窓口 PR ポスター
<p>若者との意見交換からアイデアを取り入れ、内容を見直し</p>	<p>若者の目を引くデザインに見直し</p>

○今年度の取組

- ・ 県内の専門学校との協力を得て、デジタル世代の若者をターゲットにした大麻乱用防止啓発動画（15秒）を制作
- ・ 制作した動画3作品を駅、街頭等のデジタルサイネージやSNS（LINE・Twitter・Facebook）、YouTube等を通じて情報発信
- ・ 学生との意見交換会を開催し、事業効果等を検証



【静岡鉄道 新静岡駅】



【静岡市葵区呉服町】

4 今後の取組

デジタルサイネージやSNS等による啓発動画の発信に加えて、YouTubeやTVerのWeb動画広告を活用し、「エリア（県内）」と「世代（10代・20代）」を限定して発信する。

引き続き、若者の感性や発想を反映した効果的な広報・啓発手法を導入し、薬物乱用のない社会の実現を目指していく。

<静岡県薬物の濫用の防止に関する条例の運用状況について>

平成 26 年 6 月以降、危険ドラッグによる事件・事故が続発し、社会問題となったことから、県では、本審議会における審議を経て「静岡県薬物の濫用の防止に関する条例」を制定し、これに基づき、国に先行して知事指定薬物を指定し、危険ドラッグの販売・流通を規制している。

本日までに、37 回、123 物質の知事指定薬物を指定した。

<条例に基づく知事指定薬物の指定状況（条例第 14 条）>

年度	指定年月日	指定 物質数	指定物質名
H26	指定：1 回	8	
H27	指定：8 回	27	
H28	指定：5 回	14	
H29	指定：5 回	16	
H30	指定：5 回	14	
R1	指定：5 回	15	
R2	指定：4 回	17	
R3	R3. 6. 17	2	①β-Hydroxythiofentanyl ②4F-MDMB-BICA
	R3. 8. 25	3	①5F-EMB-PICA ②2-Thiothione ③α-PCYP
	R3. 10. 21	4	①Benocyclidine ②Metonitazene ③2F-QMP SB ④ACHMINACA
	R4. 1. 19	3	①Brorphine ②CUMYL-CH-MEGACLONE ③5F-MDMB-P7AICA
合計		123	

* 国が指定薬物に指定することで失効